

第4章

手引書に基づく訓練

(1) 訓練の目的

訓練は大規模災害発生後の迅速な都市の復興に向けた復興体制の強化や職員の対応力の向上を目的に実施する。

全体訓練（机上訓練）は、【被災後の手続き編】の「県・市町村職員行動手順」に示す『誰が何をいつまでに実施するのか』を理解することを最大の目的として実施する。

これは、手引書の目的である「県・市町村職員連携による復興体制の強化」「復興まちづくりを進める職員の対応力の向上」を実現する第一歩であるとともに、全体訓練（机上訓練）を通じて「事前の準備」の大切さを理解し市町村業務継続計画（BCP）への反映につなげていくものである。

【全体訓練の目的】

高知県大規模災害復興都市計画手引書の目的

南海トラフ地震等による**大規模災害発生後**の迅速な都市の復興
⇒県・市町村職員連携による復興体制の強化
⇒復興まちづくりを進める職員の対応力向上

全体訓練の目的

訓練を通じて、手引書【被災後の手続き編】

「県・市町村職員行動手順」の理解

被災調査から建築制限、都市計画決定等まで行動手順

「事前の準備」の大切さを理解

なお、訓練は、地区の復興まちづくり計画を策定する市町村が主体となって実施することが望ましいが、復興に対する基本的な見識は県や各市町村で統一することが必要であるため、県と市町村が連携して実施する。

全体訓練は仮想の被災した地区を対象とした机上訓練を継続して実施していく。

また、全体訓練（机上訓練）とは別に、具体的な地区を対象に地区別訓練（机上訓練）を実施する。

【地区別訓練の目的】

高知県大規模災害復興都市計画手引書の目的

南海トラフ地震等による**大規模災害発生後**の迅速な都市の復興

⇒県・市町村職員連携による復興体制の強化

⇒復興まちづくりを進める職員の対応力向上

地区別訓練の目的

個別の地区を対象として、現在位置での復興、移転による復興を選択肢とする場合の手順や想定される課題等について検討

事前防災まちづくりに対する理解と対策の推進

- 南海トラフ地震事前復興まちづくり計画策定の取組
- 防災・減災を主流化したコンパクトシティ
- 災害リスクの高いエリアからの移転

訓練を繰り返し継続実施することにより、「県・市町村職員連携による復興体制の強化」と「復興まちづくりを進める職員の対応力向上」に努めるほか、訓練結果を踏まえた手引書の時点更新（バージョンアップ）を行っていく。

【訓練の全体像】

	全体訓練	地区別訓練
目的	- 手引書【被災後の手続き編】の理解 - 被災調査から建築制限、都市計画決定等まで行動手順 「事前の準備」の大切さを理解	- 事前防災まちづくりに対する理解と対策の推進 - 南海トラフ地震事前復興まちづくり計画策定の取組 - 防災・減災を主流化したコンパクトシティ - 災害リスクの高いエリアからの移転
対象	- 県・市町村職員（防災まちづくりの関係各課） - 仮想の地区	- 市町村の防災まちづくり担当者 - 選定された対象地区
成果	- 建築制限区域図等 - 事前協議書等の各種様式 - 県・市町村職員行動手順票	地区復興コンセプト（案）

(2) 全体訓練

① 全体訓練の概要

市町村職員は、大規模災害発生後、経験したことのない膨大な災害関連業務に携わることとなる。このため、訓練での経験が活かされるよう当事者意識を持ち訓練に臨む必要がある。

全体訓練（机上訓練）は2日間の日程で行い、【被災後の手続き編】の行動手順に基づき、以下の項目を実施する。

- 第一次建築制限区域（案）の作成
- 第二次建築制限区域（案）の作成・現在位置による復興手続き
- 災害危険区域による制限・移転による復興手続き

まず、オリエンテーションを実施したうえで、訓練毎に説明を行い、その後、ワークショップ形式（※）で訓練を実施する。また、今後の訓練の内容の改善に役立てることを目的に、ふりかえりアンケートを実施する。

※ワークショップ形式とは、何かについてアイディアを出し合い意思決定する集まりで、会議の一種である。通常の会議と違う点は、誰もが自由に意見を言いやすいように工夫されており、形式張らない点やグループの創造行為と合意形成に焦点を置く点などである。

【全体訓練のプログラム】

全体訓練スケジュール



第1日目 ○月○日(○)

会場：

10:30～10:35 受付・あいさつ

10:35～10:55 復興に関する都市計画課と南海トラフ地震対策課の取組について

10:55～12:00 オリエンテーション（訓練の目的・訓練内容・成果等）

-----（昼 食）-----

13:00～15:00 【訓練①】第一次建築制限区域（案）の作成・発表・質疑

-----（休 憩）-----

15:00～17:15 【訓練②】第二次建築制限区域（案）の作成・発表・質疑
現在位置による復興手続きについて

全体訓練スケジュール



第2日目 ○月○日(○)

会場：

09:00～09:30 受付（ふりかえりアンケートの記入）

09:30～11:50 【訓練③】・災害危険区域による制限
・移転による復興手続き

11:50～12:00 ふりかえりアンケート提出

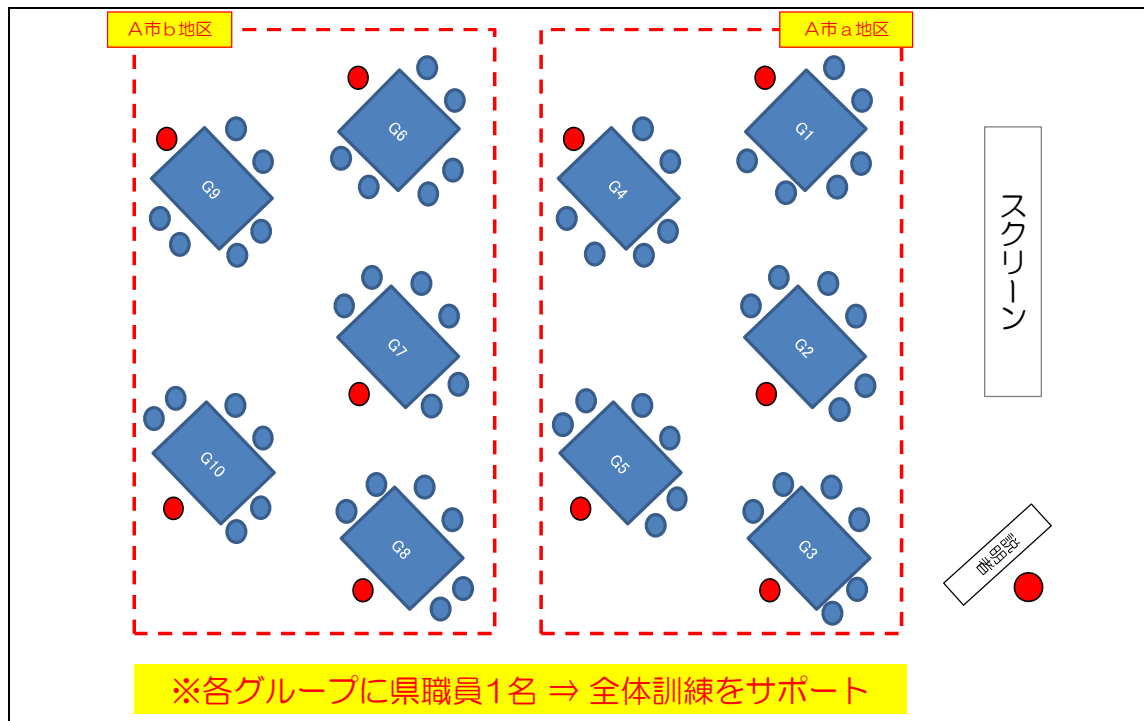
-----（昼 食）-----

13:00～14:30 【講演】復興まちづくりについて

14:30～14:40 閉会挨拶

被災地区として2つの仮想の被災した地区を用意し、6人を基本としたグループ毎に訓練を実施する。また、サポート役として、各グループに県職員を配置する。

【全体訓練の配席図】



2日間で行う全体訓練では、地区カルテなどの地区の現状や上位計画での位置付け、家屋被害概況図等による仮想被害の情報を手掛かりに、復興手続きの一部を行う。

なお、全体訓練で示す「家屋被害概況図」や「家屋被害詳細図」は、架空のものであり、実際の土地・建物状況を根拠としたものではない。

実際の復興においては、被災後の混乱という特殊状況の中で、集められる限りの情報を取集・確認しながら、復興手続きを進めることになる。

表 4-1 復興手続きの訓練と実際の違いの例

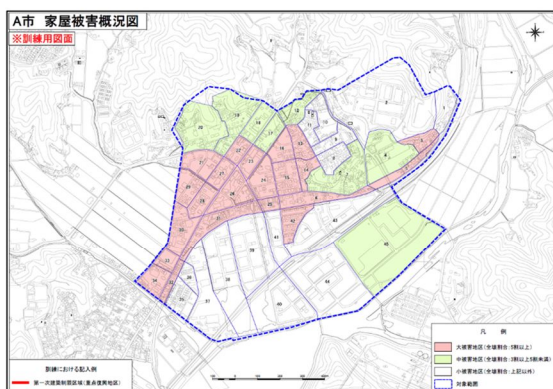
復興手続き	第一次建築制限区域（重点復興地区）の設定の判断材料
訓 練	・ 地区カルテ ・ 土地利用現況図 ・ 事前復興まちづくり計画
実 際	・ 家屋被害概況図から見た市街地整備の必要性 ・ 都市計画基礎調査に基づく都市構造の現状・課題（不燃領域率等） ・ 都市計画マスタープラン、地域防災計画の位置付け 等

【全体訓練の配布資料など】

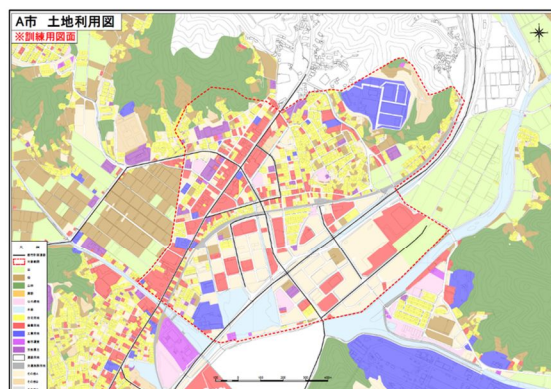
1 日目

	資 料 名	規 格	枚 数	提 出
1	A市 家屋被害概況図	A1判 (1/3,000)	2枚 (作業用・提出用)	○
2	A市 土地利用現況図	A1判 (1/3,000)	1枚 (作業用)	
3	A市 主要施設図	A1判 (1/3,000)	1枚 (作業用)	
4	A市 ハザード図	A1判 (1/3,000)	1枚 (作業用)	
5	申出書【様式2】	A3判	1枚 (提出用)	○
6	県・市町村職員行動手順票 (発災後1か月以内)	A3判	1枚 (提出用)	○
7	A市 事前復興計画 (素案)	A3判		
8	A市 地区カルテ	A3判		
9	A市 家屋被害概況図集計表	A3判		
10	色マジック、付箋紙			

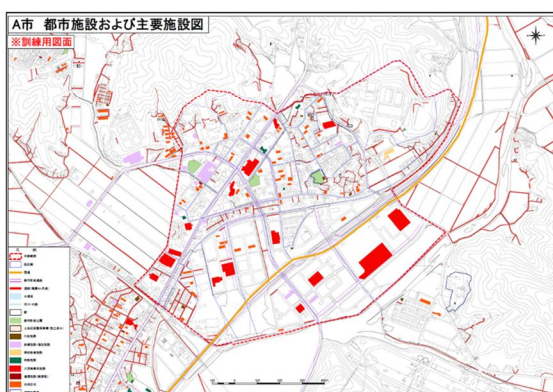
家屋被害概況図



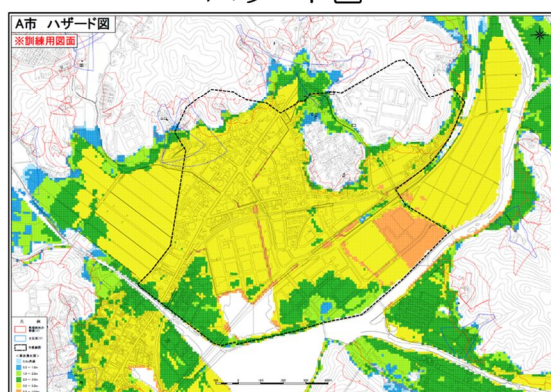
土地利用現況図



主要施設図



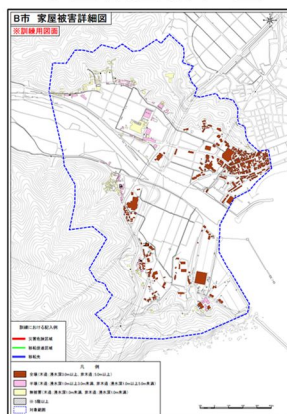
ハザード図



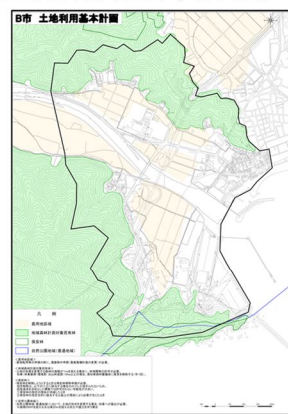
2 日目

	資 料 名	規 格	枚 数	提 出
1	B市 家屋被害詳細図	A1判 (1/3,500)	2枚 (作業用・提出用)	○
2	B市 土地利用基本計画図	A1判 (1/3,500)	1枚 (作業用)	
3	B市 ハザード図	A1判 (1/3,500)	1枚 (作業用)	
4	B市 主要施設図	A1判 (1/3,500)	1枚 (作業用)	
5	B市 土地利用図	A1判 (1/3,500)	1枚 (作業用)	
6	県・市町村職員行動手順票 (発災後6カ月目途)	A3判	1枚 (提出用)	○
7	B市 事前復興計画 (素案)	A3判	1枚 (作業用)	
8	B市 地区カルテ	A3判	1枚 (作業用)	
9	色マジック、付箋紙			

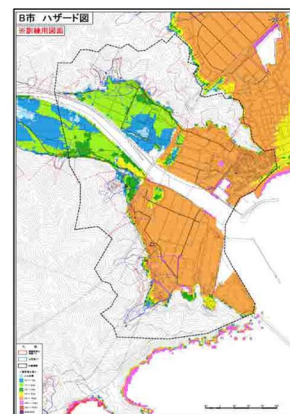
家屋被害詳細図



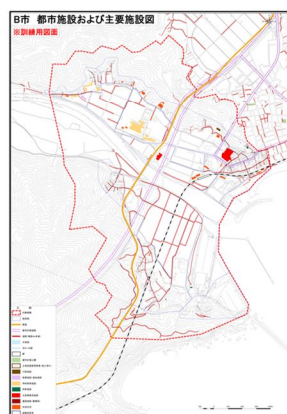
土地利用基本計画図



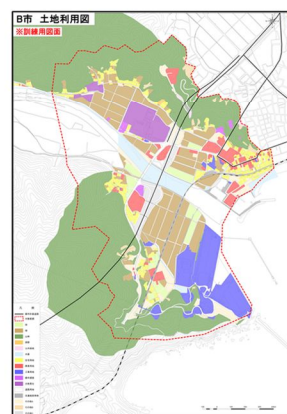
ハザード図



主要施設図



土地利用図



【全体訓練の成果】

1日目

成果

- ☐ 第二次建築制限区域図（案）
事業区域図（都市施設配置）
※家屋被害詳細図（1/3,000）に第二次建築制限区域を図示。
- ☐ 事前協議書【様式7】
※手引書【被災後の手続き編】p.3-20
- ☐ 県・市町村職員行動手順票（発災後2か月以内）
※手引書【被災後の手続き編】p.6-6

2日目

成果

- ☐ 防災集団移転促進事業計画図（案）
（災害危険区域、移転促進区域、移転先）

※家屋被害詳細図（1/3,500）に区域を図示。

② アンケート結果による全体訓練の効果

全体訓練を通じて、手引書の理解とともに復興の手続きを理解することで、体制強化をはじめとした事前準備の大切さが明らかとなった。

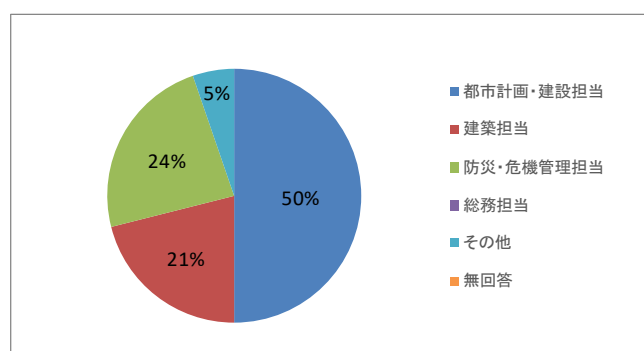
令和5年度の全体訓練の参加者を対象にアンケートを実施した。アンケート集計結果から見えた全体訓練に関する考察を以下に記す。

アンケート回答数は38件であった。回答者の担当業務は、都市計画・建設担当が19名と最も多く、次いで防災・危機管理担当9名、建築担当8名、その他が2名であった。年齢層は、20代と30代が約73%を占め、若年・中堅が主体であった。

Q0. アンケート回答者について質問

Q0-1. 担当業務

	解答選択肢	回答数
1	都市計画・建設担当	19
2	建築担当	8
3	防災・危機管理担当	9
4	総務担当	0
5	その他	2
-	無回答	
総計		38



Q0-2. 年齢構成

	解答選択肢	回答数
1	10代	0
2	20代	10
3	30代	18
4	40代	7
5	50代	3
6	60代	0
-	無回答	0
総計		38

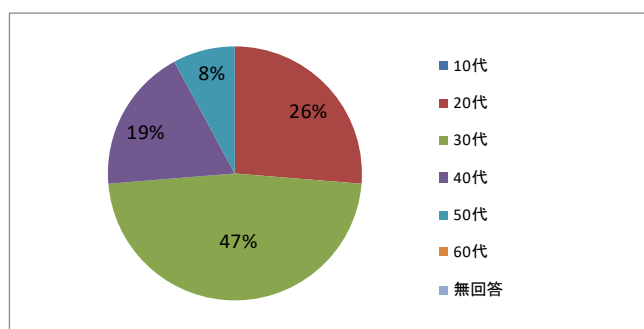


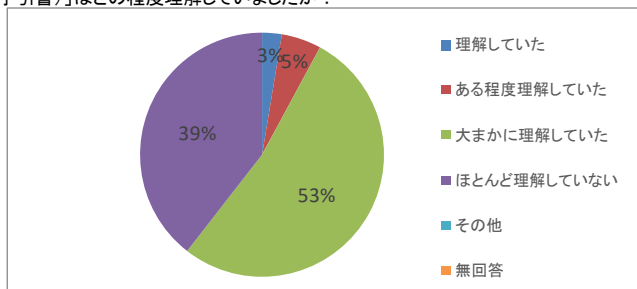
図 4-1 アンケート回答者の属性

手引書の内容理解度を問う質問については、訓練前に「ほとんど理解していない」人の割合が39%、「大まかに理解していた」人の割合が53%であった。

「ほとんど理解していない」の理由として、手引書の存在自体を知らなかったことや関わりの薄い業務であるため、内容の理解まで至っていなかったといった理由が挙げられた。日常の担当業務に追われるなかで、事前に手引書に目を通す時間がないことが課題として明らかになった。訓練後、手引書の理解度を問う質問では、「ある程度理解した」が24%、「大まかに理解した」が55%と増加し、「ほとんど理解していない」人の割合は13%まで減少するなど訓練実施の効果が認められた。

Q7.全体訓練を受ける前に「高知県震災復興都市計画指針(手引書)」はどの程度理解していましたか？

Q7	解答選択肢	回答数
1	理解していた	1
2	ある程度理解していた	2
3	大まかに理解していた	20
4	ほとんど理解していない	15
5	その他	0
-	無回答	0
総計		38



Q8.全体訓練を受けた後、「高知県震災復興都市計画指針(手引書)」はどの程度理解しましたか？

Q8	解答選択肢	回答数
1	理解した	1
2	ある程度理解した	9
3	大まかに理解した	21
4	ほとんど理解していない	5
5	その他	1
-	無回答	1
総計		38

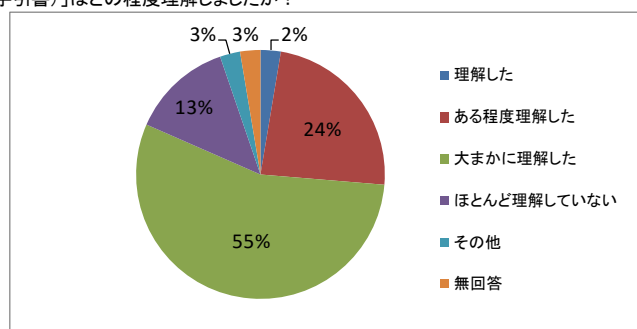


図 4-2 手引書の訓練前後の理解度

大規模災害からの復興手続きは、現在位置による復興、移転による復興などの選択肢によって大きく異なる。東日本大震災の被災地では、建築基準法第84条による建築制限について、発生した日から1か月以内（延長の場合、最長で2か月）とされる建築物の建築の制限、又は禁止期間を、6か月（延長の場合、最長で8か月）まで延長する特例措置が設けられるなど、混乱したなかで手続きに時間を要することも明らかとなっている。

また、東日本大震災の被災市町村に対するアンケート結果（※）では、建築基準法第39条による災害危険区域の指定について、「震災以前に津波による浸水を想定した土地利用計画の検討をされていましたか」という問いに対して、95%が検討してなかったと回答するなど、事前の検討ができていなかったことにより災害危険区域検討の着手時期が遅れたことなどが明らかとなっている。復興に係る手続きを円滑に実施し復興期間を短縮するためには、平時から手引書に示された復興手続きの理解を深めることが重要である。

全体訓練は、訓練の目的や手引書で示す復興手順の説明を1日目の午前中に実施し、1日目の午後と2日目の午前の2日間にわたって実施した。アンケートには、訓練の説明が長いことや、2日間拘束されることへの負担の大きさを指摘する回答が見られたものの、訓練の参加者である市町村職員が日常の担当業務に追われるなかで訓練へ参加することは、手引書に目を通し理解を深める貴重な機会となっており、平時からの取組の必要性に対する理解も着実に広がっているものと考えられる。

限られた訓練時間をさらに有効活用するために、種々の災害に対する復興事例を収集し教材に用いるなど、理解を深める工夫が必要である。

※出典：ひょうご震災記念21世紀研究機構研究調査本部「自然災害後の土地利用規制における現状と課題」

③ 全体訓練の留意事項

訓練では、訓練内容のみならず、復興まちづくりに関する留意事項も意識しながら、取り組む必要がある。

短く区切られた時間割の中で行う全体訓練では、訓練の成果作成を意識するあまり、復興まちづくりに必要な観点の一部がおろそかになる可能性がある。以下に、これまでの全体訓練（机上訓練）を通じて明らかになった留意事項を整理した。

i) 手引書の理解度向上の取組について

- ・全体訓練は、毎年、市町村職員を対象として実施しているが、担当職員の異動等により、参加者の都市計画に関する知識に個人差が生じている。全体訓練のアンケート結果によると、訓練の説明内容に対して、半数以上が「やや難しかった」、「難しかった」との回答で、「関わりの薄い業務であるため、ほとんど理解していない」といった回答もあった。全体訓練の限られた時間のなかでは、十分に理解を深めることが困難と思われる。
- ・理解を深める方策として、訓練テキストの事前送付により事前学習を行うこと等が考えられる。

ii) 建築制限について

- ・建築制限の区域を設定する訓練では、建築物の被害状況等、与えられた情報のみに捉われがちである。不足する情報を検討に際しての前提条件として設定することが望ましい。
- ・被害の原因を考えるなど、訓練用の図面から被害のメカニズムをイメージすることが望ましい。
- ・「建築制限の目的」「建築制限の内容」「建築制限区域と事業区域との関連性」に着目しながら、区域を設定することが重要である。

表 4-2 主な建築制限

	建築基準法第 84 条 (第一次建築制限)	被災市街地復興特別措置法 第 7 条 (第二次建築制限)	建築基準法第 39 条 (災害危険区域)
対象区域	特定行政庁が被災市街地で指定する都市計画又は土地区画整理事業のため必要な区域	被災市街地復興推進地域	地方公共団体による津波、高潮、出水等による危険の著しい区域
指定等権者	特定行政庁	市町村	地方公共団体
許可等権者	特定行政庁	市、都道府県 (町、村の区域)	地方公共団体
制限内容	特定行政庁が定める	法令による	地方公共団体が定める
対象行為	建築物の建築を制限又は禁止	土地の形質の変更、建築物の新築、改築、増築をする場合には許可が必要	住居の用に供する建築物の建築の禁止等
制限期間	発災後 1 か月以内 (1 か月の延長可)	発災後 2 年以内	—
適用除外	・ 特定行政庁の定める建築制限の内容による ・ 別途第 85 条第 1 項に基づく、仮設建築物に対する制限の緩和	① 既存建築物の敷地内で行う車庫等の附属建築物の新築改築(2 階以下で地階を有しない木造建築物) ② 既存建築物の管理のために必要な土地の形質の変更 ③ 農林漁業者のために行う土地の形質の変更、作業小屋等の建築(床面積 90 m ² 以下) ④ 非常災害のため必要な応急行為 ⑤ 都市計画事業が国・都道府県・市町村又は都市計画施設管理者が都市計画に適合して行う行為	地方公共団体が条例で定める建築制限内容による
許可基準		① 0.5ha 以上の土地の形質の変更で市街地整備の実施を困難にしないもの ② 自己の居住用又は自己の業務用の建築物(2 階以下で地階を有しない木造、鉄骨造その他これらに類する構造で容易に移転除却可能、敷地 300 m ² 未満)の建築及びそのための土地の形質の変更 ③ 買い取らない旨の通知があった買い取り不許可の土地における自己の居住用又は自己の業務用の建築物(2 階以下で地階を有しない木造等で容易に移転除却可能、敷地 300 m ² 未満)の建築及びそのための土地の形質の変更	地方公共団体が条例で定める許可基準内容による

iii) 建築制限や事業の区域境界について

- ・復興に限らずまちづくりにおける事業区域の設定は、その内外での建築制限や事業の有無を明示することである。このため、区域境界の設定根拠を明確にする必要がある。
- ・区域境界の設定にあたっては、「住民の合意形成」、「事業目的と事業効果」、「関係者等への説明」などの着目点を踏まえ、対外的に説明できる考え方を整理することが重要である。
- ・「住民の合意形成」は、まちづくりを進める上で不可欠なものである。また、区域境界は、「関係者等への説明」を考慮すると、地形地物を基本とすることが望ましい。

区域境界の着目点	
○ 住民の合意形成	住民の合意形成は、区域内に限ったものではない。区域外の住民に対しても、合意形成が必要になることがある。また、合意形成によって区域を定めるのではなく、まず事業目的をはじめとするその他の着目点によって区域境界を検討することが必要である。
○ 事業目的と事業効果	土地区画整理事業は、事業効果（増進）に応じて区域内の土地を減歩する仕組みであり、区域内の一定の負担によって成り立っている。道路による区域境界を設定し当該道路が事業によって拡張される場合、当該道路に面した区域外のエリアは、事業効果に応じた負担がないとして問題となることがある。このため、事業効果がある敷地を含めた敷地界で区域境界を設定するケースもある。また、逆に事業効果がない区域は穴抜きとして事業区域から除くケースもある。事業目的の達成を大前提としながら、事業効果を踏まえた区域設定が必要である。
○ 関係者等への説明	関係者等への説明は、視覚的にわかりやすい区域設定が望ましい。地番界による区域設定は、設定根拠の詳細な説明、その理解や承認に時間を要する。区域境界の変更の手続きによって事業効果の発現が遅れるケースもある。
○ その他（手続き、事業費）	事業を進める場合、区域内の住民の合意形成は不可欠である。事業目的や事業効果が達成されるのであれば、迅速な事業推進のため、事業区域をコンパクトにすることが望ましい。事業区域のコンパクト化は、事業費の低減にも寄与する。

区域境界とその例	
主な地形地物	道路、河川、
その以外	町丁目、地番、敷地、見通し線

図 4-3 区域の境界とその検証

iv) 復興促進地区における整備事業について

復興促進地区の復興の基本的な考え方は、以下のとおりである。（【被災後の手続き編】 p. 2-15 参照）

- ・各地域の個性、被災特性、被災住民のニーズに応じた復興対策の実施に向けた合意形成を図る。
- ・復興事業により部分的な道路改良の実施や、都市施設の再建、地区計画の決定を行いながら、建築制限（第一次建築制限、第二次建築制限）は行わず自主再建を促進する。

地区内の都市計画道路の整備事業としては、「街路事業」、「沿道区画整理型街路事業」、「沿道整備街路事業」が想定される。

地区計画制度を適用して、都市計画道路ではなく、地区計画の地区施設に位置付けることで用地を確保し、道路整備を進めることも想定される。

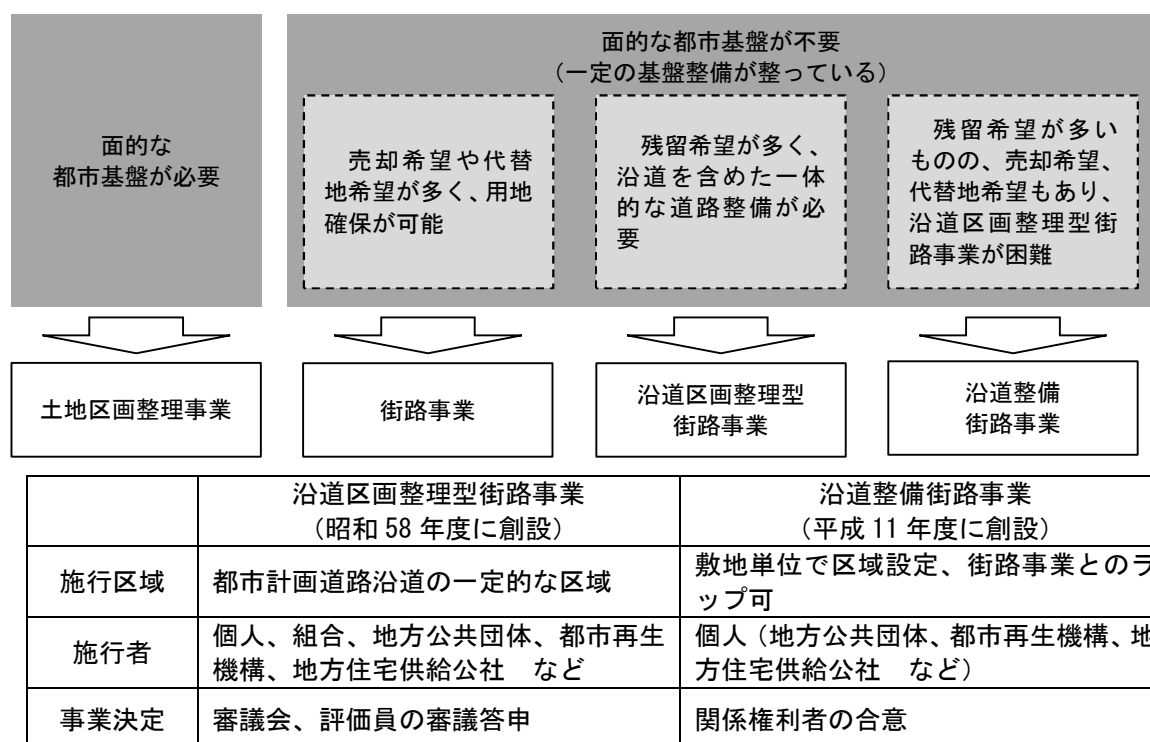


図 4-4 都市計画道路の整備を中心した事業

(3) 地区別訓練

① 地区別訓練の概要

地区別訓練は、事前防災まちづくりに対する理解と対策の推進を目的として実施する。

個別の地区を対象として、現在位置での復興、移転による復興を選択肢とする場合の手順や想定される課題等について検討する。

訓練は、対象地区の特性に応じた復興手続きを選定して実施する。

【地区別訓練のプログラム例】

地区別訓練スケジュール



第1回 ○月○日(○)

会場：

09:30～10:10 訓練概要の説明（目的・内容・成果）

10:10～12:00 第一次建築制限区域（案）の作成・発表・質疑

第2回 ○月○日(○)

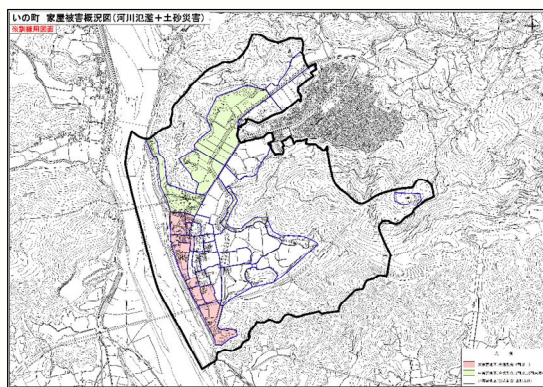
09:30～10:00 訓練概要の説明（目的・内容・成果）

10:00～12:00 災害危険区域による制限・移転による復興手続き・
発表・質疑

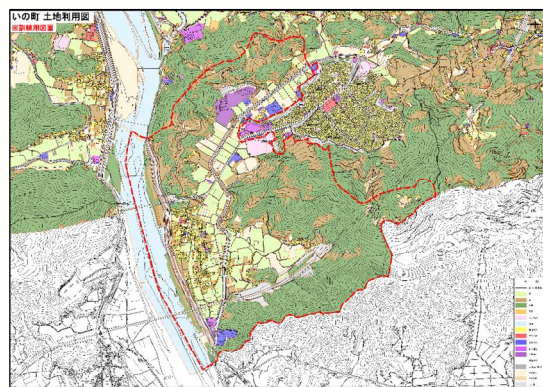
【地区別訓練の配布資料など】

	資 料 名	規 格	枚 数	提 出
1	○町 土地利用現況図	A0判 (1/4,000)	1 枚 (作業用)	
2	○町 家屋被害概況図	A0判 (1/4,000)	2 枚 (作業用・提出用)	○
3	○町 家屋被害詳細図	A0判 (1/4,000)	1 枚 (作業用)	
4	○町 主要施設図	A0判 (1/4,000)	1 枚 (作業用)	
5	○町 ハザード図	A0判 (1/4,000)	1 枚 (作業用)	
6	申出書【様式2】	A4判	1 枚 (提出用)	○
7	県・市町村職員行動手順票 (発災後1か月以内)	A4判	1 枚 (提出用)	○
8	○町 家屋被害概況図集計表	A3判		
9	色マジック、付箋紙			

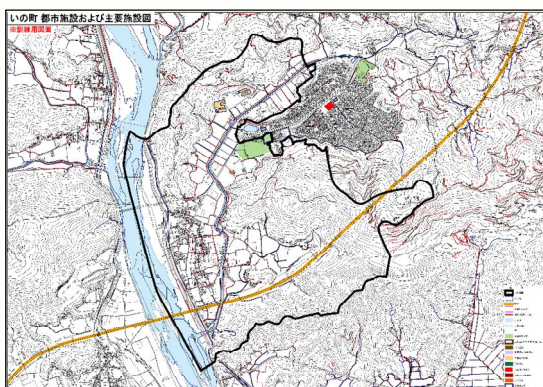
家屋被害概況図



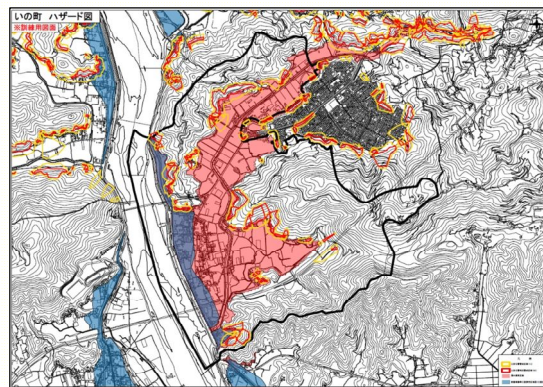
土地利用現況図



主要施設図



ハザード図



【地区別訓練の成果】

1 日目

成果

- ☐ 第一次建築制限区域図（案）
※家屋被害概況図に第一次建築制限区域を図示。
- ☐ 申出書【様式2】
※手引書【被災後の手続き編】 p.2-19
- ☐ 県・市町村職員行動手順票（発災後 1 か月以内）
※手引書【被災後の手続き編】 p.6-5

2 日目

成果

- ☐ 防災集団移転促進事業計画図（案）
（災害危険区域、移転促進区域、移転先）
※家屋被害詳細図（1/4,000）に区域を図示。

② 地区別訓練の留意事項

地区復興まちづくり計画を策定するためには、都市の復興に必要な基礎情報が必要となる。発災直後は情報収集に時間を要するため、平時からの体制づくりが重要である。地区別訓練を通じて、基礎情報の収集整理を行い地区の災害復興コンセプト案等を整理しておくことが望ましい。

【地区の災害復興コンセプト案】

- ・ 現状の課題と施策（計画）
- ・ 現状の南海トラフ地震等による災害リスク
- ・ 市町村の災害予防対策
- ・ 都市づくり・地域づくり・まちづくりの課題整理（ボトルネックの抽出）
- ・ 復興まちづくりの課題整理
- ・ 災害復興コンセプト（案）
- ・ 大規模災害発生前の警戒区域指定の状況
- ・ 大規模災害発生後の建築制限区域指定に関する手続き・要件等の事前検討
- ・ 平時からの体制づくり
- ・ 大規模災害発生前に取り組む重点施策及び事業整理
- ・ 大規模災害発生後の迅速な復興を推進する上で明らかとなる新たな課題

表 4-3 各段階で必要となるデータ・情報の一覧

大項目	No	必要データ	利用内容	事前準備	データ利用段階			データ作成実施主体	市町村データ管理担当課
					初期対応	調査計画	事業計画・事業実施		
上位計画	1	国土強靱化地域計画	・被災地区の将来の都市像や担うべき都市機能などの検討	●		●		○市	防災対策課
	2	総合計画（振興計画）		●		●		○市	企画財政課
	3	まち・ひと・しごと創生総合戦略		●		●		○市	企画財政課
	4	都市計画マスタープラン		●		●		○市	都市環境課
	5	立地適正化計画		●		●		○市	都市環境課
災害リスク・被災情報	6	都市計画基礎調査	・建設型応急住宅団地整備用地の調査 ・仮設店舗・工場団地整備用地の調査 ・被災前の土地利用状況(面積・都市施設状況・公共交通状況等)の把握 ・事業不適格地の把握(埋蔵文化財包蔵地、農振農用地分布、保安林分布)	●	●			○市	都市環境課
	7	洪水・土砂災害等の災害危険箇所	・津波以外の災害リスクの把握	●		●		高知県	防災対策課
	8	被災直後の航空写真	・津波浸水区域の特定 ・津波シミュレーションによる今後の津波浸水リスクの把握		●			高知県	税務課
	9	浸水範囲の現地状況	・建物被害状況の把握		●			○市	税務課
	10	津波浸水深の状況	・津波シミュレーションによる今後の津波浸水リスクの把握			●		高知県	防災対策課
	11	防災施設等の被害状況／復旧方針／整備計画	・復興まちづくり関連事業との調整を図るべき施設の把握			●	●	○市	都市環境課
	12	インフラ施設の被害状況／復旧方針／整備計画				●	●	○市	都市環境課
	13	公共施設・ライフラインの被害状況／復旧方針／整備計画				●	●	○市	都市環境課
	14	地籍調査	・復興地区区分の検討 ・境界確定	●	●			○市	建設課
	15	地区カルテ（密集市街地カルテ）	・被災地区の拠点施設の設定 ・骨格プランの検討	●	●			○市	都市環境課
被災建築物等の調査	16	住宅の応急危険度判定	・賃貸型応急住宅として供給可能性のある住戸の精査		●			○市	税務課
	17	物件状況の確認			●			○市	税務課
	18	家屋被害概況図			●			○市	税務課
	19	住家の被害認定調査	・住家に係る「罹災証明書」の発行		●			○市	税務課
	20	現地目視調査	・被災建築物応急危険度判定調査が行われない地区での被害調査		●			○市	税務課
	21	事業者情報	・仮設店舗・工場ニーズ把握調査の実施	●	●			○市	産業振興課
仮設住宅・住まいの再建・店舗の確保	22	公有財産台帳	・建設型応急住宅団地整備用地の調査	●	●			○市	総務課
	23	登記簿		●	●			○市	税務課
	24	固定資産課税台帳		●	●			○市	税務課
	25	都道府県公有地・国有地の照会	・賃貸型応急住宅として供給可能性のある住戸の戸数把握	●	●			○市	税務課
	26	空き住戸数		●	●			○市	防災対策課
	27	地区別人口（年齢階層別）		●		●		○市	市民課
	28	地区別世帯数（構成別）		●		●		○市	総務課
	29	住民組織の状況		●		●		○市	総務課
	30	地権者情報		●		●	●	○市	税務課
	31	空き住宅所有者意向			●			○市	防災対策課
	32	被災世帯所在地・世帯構成等				●		○市	都市環境課
	33	応急仮設住宅入居意向	・応急仮設住宅ニーズ把握に基づく必要戸数の精査		●			○市	都市環境課
	34	不動産鑑定標準価格	・被災宅地買い取りを伴う事業における概算事業費の算定や被災者との合意形成				●	○市	税務課

出典：国土交通省「津波被害からの復興まちづくりガイドンス」を基に加工